

## 目次

S -CR-★1-告訴状20201215	2
S -CR-★2-証拠20201027	4
S -CR-★3-1号証	5
S -CR-★4-2号証	6
S -CR-★5-3号証	8

# 告訴状 S

令和 2 年 12 月 15 日

前橋地方検察庁 御中

## 告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

## 被告訴人

群馬県警沼田警察署みなかみ交番の、橋本誠、塚越幹、に対し其々、脅迫罪(刑法 222 条)

## 告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は、後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求める告訴いたします。

## 告訴事実 1,2,3 号証

群馬県警沼田警察署みなかみ交番の橋本誠と塚越幹は、私への包囲網として事前通謀して、以下の 7 度に亘り、同人らが被告訴人となっている告訴状 P の前橋地検への提出(令和 2 年 6 月 15 日受理)という、同人らが知り得ない事実を知っていること(當時監視の脅威や告訴状 P との因果関係)を仄めかし、「このように、お前を包囲しているぞ」との包囲網としての私の人格的存(生命ないし自由)への無言の威力脅迫の害意を示しました。

①この 2 人組が 7 回もほぼ連続で私に対応したことは、直感的にも天文学的高確率なので、偶然では有り得ません(みなかみ交番の在籍者数は未確認)。

(特定の二人が 7 回連続する組合せ確率は、同交番の在籍者数が判明すれば確定できます。)

②私がこの 2 人の氏名を知ったのは、前橋地裁 H31 ワ 119 慰謝料請求事件の令和元年 6 月 21 旦の乙第 1 号証の 1(1 号証)と乙第 1 号証の 2(2 号証)からである一方、告訴状 P の受理が令和 2 年 6 月 15 日、この 2 人組の対応が始まったのがその直後の令和 2 年 6 月 18 日からですから、タイミングとして、告訴状 P との関連としか説明できません。

③6 回の私の通報を初めに受けたのは、いずれもこの 2 人以外の沼田警察署員ですから、差し向けていたのはこの 2 人以外の者であり、同署ぐるみとしか説明が付きません。

④7 度のいずれの通報でも、私はこの 2 人を指名してはおりません。

なお、私がこのことに気付いたのは 4 回目くらいからで、年初の来訪により塚越幹が私の住所地区の担当であることは知っていたので、もしや P 事件との関連かと直感し、もう一人に「橋本誠さんですか?」と訊ねたところ、肯定したものです。

1 20200617 11:55:57、私の圃場(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3598-1)から、防獣ネット破りの件で、110 番通報

- 2 20200621 08:00:15、私の圃場(上牧 3598-1)から、ナス首折りの件で、110 番通報  
3 20200705 11:54:16、私の自宅(上牧 3158-1)から、ユリ首折りの件で、110 番通報  
4 20200709 07:45:28、私の自宅から群馬県警沼田警察署(群馬県沼田市上原町  
1738-1, 0278-72-2049)へ、前夜の寝室周りの鳴き真似の件で、通報  
5 20200720 09:40:19、私の自宅から群馬県警沼田警察署へ、蝮の死骸の件で、通報  
6 20200901 09:15(録音有)、私が近隣に私宅への立入禁止の回覧を配布したことについて近隣から通報され、私の圃場(上牧 3598-1)で職務質問を受ける  
7 20200903 10:08:33(録音有 10:35)、私の圃場(上牧 3598-1)から、ナス首折りの件で、110 番通報

橋本誠、塙越幹、に対し其々、脅迫罪(刑法 222 条)

(生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。)

告訴事実により、橋本誠と塙越幹が、包囲網として事前通謀して、其々、後述の公務員職権濫用罪の職権を濫用して、延べ 7 度に亘り、私の通報対応で来ました。

既述の①から④の蓋然性を総合すれば、特に確率的に、包囲網の組織力の誇示に相違無く、また、組織力を誇示する目的は無言の威力脅迫に相違無く、それ以外には説明が付きません。

更には、恣意性一覧表に記載の他事件との相互関連性をも総合すれば、橋本誠と塙越幹は、包囲網として事前共謀して、私の人格的生存(生命ないし自由ないし名譽)への無言の脅迫の意図を持って、各自の職権を装って、その職権を濫用して、同人らが知り得ない事実を知っていること(常時監視の脅威や告訴状 P との因果関係)を仄めかすことにより、既述の気勢を持続的に表示ないし暗示し、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

挙証方法 証拠説明書の 1 と 3 号証

添付書類 証拠説明書と全書証と被害届 2018 と恣意性一覧表

以上

告訴 S 証拠説明書 20201027

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号証 (P-9号証)	平成31年1月21日付の橋本誠の相談	コピー 群馬県が	立証すべきは、風和の湯事件の <u>一回目の通報の対応者4人のうち、記録者が橋本誠だったことです。</u> 前橋地裁H31ワ119慰謝料請求事件での被告の <u>令和元年6月21日付の乙1の1号証</u> です。
(P-乙1の1)	業務報告書	作成	記載の通り、風和の湯事件の <u>事件性を、合理的根拠を無く否定</u> しており、明らかな法令違反です。
2号証 (P-10号証)	平成31年1月29日付の塙越幹の相談	コピー 群馬県が	立証すべきは、風和の湯事件の <u>二回目の通報の対応者3人のうち、記録者が塙越幹だったことです。</u> 前橋地裁H31ワ119慰謝料請求事件での被告の <u>令和元年6月21日付の乙1の2号証</u> です。
(P-乙1の2)	業務報告書	作成	記載の通り、風和の湯事件の <u>事件性を、合理的根拠を無く否定</u> しており、明らかな法令違反です。
3号証	被告群馬県の令和元年6月21日付の証拠説明書	コピー 群馬県が	立証すべきは、橋本誠と塙越幹の氏名と身分が開示されたのが、令和元年6月21日であることです。 つまり、私が前橋地検に告訴状Pを提出したのが <u>令和2年6月15日</u> 、この2人組の対応を始めたのが <u>令和2年6月18日</u> ですから、民事ではなく、告訴との関連であることは明らかです。 ★★★知り得ない情報を知り得たのは包囲網の當時監視の証左です。

処理結果

乙第  
1  
号証  
の  
1

署 担 当 課 長	課 員
	

所 属 長	次 席 等	課 員
		

受理番号

1911710000050

男女間トラブル  自殺企図  重要案件  開示不可  他所属移管  他所属参考送付

## 相談業務報告書

受理担当者	所 属	沼田警察署	課 係	水上交番	階 級	巡査部長	氏 名	橋本 誠 (職員番号 [REDACTED])	印
受理日時	平成 31年 1月 21日 14時 52分 ~ 15時 15分 までの間 (24時間制で記入)								
相談者	(住 所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職 業) [REDACTED] (氏 名) 今井 豊 性別 一 男 [REDACTED] (歳) TEL FAX/携帯 [REDACTED]								
相談方法	来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 署 (所) 外活動 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			種 別 [REDACTED]					
件 名	温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われた								
相談概要	本日、日帰り温泉である風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧1996番地7)に入浴に来ました。ここは月に3回程度利用しますが、毎回のように、私が使っている椅子と体を洗う場所を、湯船に浸かっていたり、露天風呂に行っている間に、勝手に使われます。ここは、体を洗う場所に椅子置き場から椅子を持ってくるシステムで、私はいつも客の少ない平日に利用し、本日も体を洗う場所がたくさん空いているにもかかわらず、私が使っている椅子と体を洗う場所を勝手に使われました。毎回違う人がやるので組織的に私に嫌がらせをしていると思います。けんかになるような事は今のところありませんが、今後相手を訴える際に警察を入れて記録を残しておく必要があると思い通報しました。								
処理結果備考	場所取りについては、温泉施設の決まりに基づいたうえで行うよう教示したうえで、椅子が置いてあるだけでは利用状況が分からぬのではないか問うと「今後はタオルを置く等して意思表示をしっかりしたいと思います」とのことであった。また、相談受理として記録を残す旨伝えた。								

【措置結果】 [解決 ■ 他機関引継  他県警引継  苦情処理済み ] 《継続  引継  苦情継続 》

### 〔最終処理結果〕

#### 〔対応責任者氏名等〕

所 属 長	課 ・ 署 員

所属	課・係
階級	氏名
	(職員番号 [REDACTED])

最終処理結果備考	[REDACTED]

【最終措置結果】 年 月 日 [解決  他機関引継  他県警引継  苦情処理済み ]

件番号  
処理結果(とおり)

署 担 当 課 長	課 員 員

所 属 長	次 席 等	課 員

受理番号

1911710000083

男女間トラブル  自殺企図者  重要案件  開示不可  他所属移管  他所属参考送付

## 相談業務報告書

受理担当者	所属 沼田警察署	課係 水上交番	階級 巡査長	氏名 塚越 幹 (職員番号)
受理日時	平成31年 1月 29日 14時 24分 ~ 15時 4分 までの間 (24時間制で記入)			
相談者	(住 所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職 業) (氏 名) 今井 豊 性別 一 男 ( 年) TEL FAX/携帯			
相談方法	来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 署(所)外活動 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	種別		
件名	温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われそうになった			
相談概要	<p>本日、日帰り温泉施設の風呂で入浴しました。私は内湯出入口から入り、右奥の蛇口前の身体を洗う場所に椅子を置いて使いました。その後、私はその場所を使っていることを示すために、椅子をそのままにし、私のタオルをシャワーに縛り付けた状態で内湯の浴槽に入りました。私が使っていた洗い場は、内湯に入っている私の場所から2メートル無いくらいの場所で、他に客がない事から、明らかに私がその場所を使っていると分かるはずなのです。ところが、という方が、私が使っていた洗い場を使おうとしたのです。は、私がシャワーに結んでいたタオルをほどいていました。そしてそのタオルがずり落ちました。私はその様子を見てに対し、「この椅子に座ろうとしたのですか。」と聞いたところ、「気がつかなくてごめんなさい。」と言われましたので、「気がつかないはずがないですよね。」と答えました。の行為は、私に対する脅迫罪・侮辱罪であるので、訴えたいのです。また今回の件は、現在、私から群馬県に対して訴訟中の前橋地裁平成30年わ356慰</p>			
処理結果備考	<p>本職らは、相談者の近くにいたに対し事情聴取したところ、「誰かが洗い場を使っていること、タオルがシャワーに縛られていたことに気づかず、私がシャワーを持ち上げたところタオルがずり落ちたので、タオルをシャワーに縛り直そうとしました。そしたら男の人に注意されたので、何度もその人に謝ったのですが、許してもらえませんでした。」とのことであった。本職らは相談者に対し、今回の件は脅迫罪・侮辱罪にな</p>			

【措置結果】 [解決  他機関引継  他県警引継  苦情処理済み ] [継続  引継  苦情継続 ]

### 〔最終処理結果〕

#### 〔対応責任者氏名等〕

所 属 長	課 署 員

所属  
階級  
課・係  
氏名  
印  
(職員番号)

最終処理結果備考	

【最終措置結果】 年 月 日 [解決  他機関引継  他県警引継  苦情処理済み ]

乙第一号証の2

■ 相談概要

謝料請求事件の延長上の行為であり、関係があります。今回のように、人が使っている洗い場を使う行為は、公序良俗を乱す行為です。

■ 处理結果

らず、警察で事件として扱うことは出来ないので、今回の件を記録しておくこと、更に今後このようなトラブルにならないように、洗い場の場所取りをしないように説明したところしぶしぶ納得した様子だった。

平成31年(ワ)第119号

慰謝料請求事件

原告 今井 豊

被告 群馬県

副本

証拠説明書

令和元年6月21日

前橋地方裁判所民事第1部C係 御中

被告訴訟代理人弁護士

長谷川 亮輔



被告指定代理人

浦野 弘則



同

星野 佳彦

同

木村 就一



同

森下 信綱



同

筑井 智史



【乙号証】

番号	標目 (原本・写し)		作成年月日	作成者	立証趣旨	備考	
乙 1 の 1	相談業務報告書		原本	平成31年 1月21日	群馬県沼田 警察署 巡査部長 橋本誠	椅子の横取り事案① において椅子を横取り した者①による椅子の 横取り行為に違法性が なく、したがって、こ の者の違法性を否定し た警察官の判断に違法 がないこと（不法行為 1）	
乙 1 の 2	相談業務報告書		原本	平成31年 1月29日	群馬県沼田 警察署 巡査長 塚越幹	椅子の横取り事案② において椅子を横取り した者②による椅子の 横取り行為に違法性が なく、したがって、こ の者の違法性を否定し た警察官の判断に違法 がないこと（不法行為 2の1）  警察官が原告に対し 椅子を横取りした者② の氏名等を教示しなか ったことが違法でない こと（不法行為2の2）	

乙 1 の 3	相談業務報告 書	原本	平成31年 2月6日	群馬県沼田 警察署 警部補 萩原崇之	<p>椅子の横取り事案①における椅子を横取りした者①による椅子の横取り行為及び椅子の横取り事案②における椅子を横取りした者②による椅子の横取り行為にはいずれも違法性がなく、したがって、両名の違法性を否定した警察官の判断に違法がないこと（不法行為3の1）</p> <p>警察官が原告に対し椅子の横取りをした者①及び椅子の横取りをした者②の氏名等を教示しなかつたことが違法でないこと（不法行為3の2）</p>
乙 2	群馬県個人情報保護条例 (平成12年群馬県条例第85号)	写し	平成12年 6月14日	群馬県	警察官が原告に対し椅子を横取りした者①及び同②の氏名等を教示しなかつたことが違法でないこと（不法行為2の2、同3の2）

乙 3	判例	写し	平成2年 2月20日	最高裁判所 第3小法廷	捜査が適正を欠くこととを理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないこと	
乙 4	地方公務員法 (昭和25年 法律第261 号。抄本。)	写し	昭和25年 12月13日	国	警察官が原告に対し椅子を横取りした者①及び同②の氏名等を教示しなかったことが違法でないこと(不法行為2の2, 同3の2)	
乙 5	犯罪捜査規範 (昭和32年 国会公安委員 会規則第2 号。抄本。)	写し	昭和32年 7月11日	国家公安委 員会	同上	

以 上